

## 食料供給力向上緊急機械リース支援事業実施要領

### 第1 趣旨

世界的な穀物価格のひっ迫、肥料をはじめとする農業生産資材の価格上昇、輸入食品の安全性に対する不安の増大など、我が国の食料供給に対する不安定要素が急速に増大する中で、国産農産物の安定供給に対する消費者・実需者の要請が急速に高まっている。

一方、このような急速な情勢変化に国内の生産体制は対応できておらず、まとまった生産量を需要者の求める品質で供給するためには、生産性向上や品質向上に向けた生産技術の導入が不可欠となる。

これらの課題に対応するため、農業・食品産業競争力強化支援事業実施要綱（平成17年4月1日付16生産第8264号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第3の2のただし書きによる緊急対策として、リース方式により、農業者の初期投資負担を大幅に軽減しつつ、生産性向上や品質向上に必要な農業機械の導入について支援を行うものとする。

### 第2 事業の取組等

#### 1 事業の取組

食料供給力向上緊急機械リース支援事業（以下「本事業」という。）においては、地域の農業生産の課題に対応し、生産性向上や品質向上に資する生産技術の導入を図るための農業機械をリース方式により導入する取組を支援するものとする。

本事業において、事業実施主体は次の取組を実施するものとする。

##### (1) 生産技術導入リース支援事業

事業対象者が、生産性向上や品質向上に資する生産技術の導入を図るための農業機械をリース方式により導入する際のリース料の一部を助成する。

##### (2) 推進事業

(1)の円滑な実施に資するため、事業対象者が事業実施主体に提出する農業機械導入計画申請書等の審査、助成金の支払い等に係る業務を行う。

#### 2 事業の成果目標

本事業の実施により事業対象者の対象作物の生産において、生産性向上又は品質向上に向けた技術の確立が図られること。

#### 3 目標年度

本事業の目標年度は、平成23年度とする。

#### 4 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、農業機械に関する知見及びリース料の助成を適正かつ円滑に実施できる能力を有し、本事業を全国的な視点で公平かつ効果的に執行しうる民間団体（国及び地方公共団体を除く法人又は任意団体をいう。以下同じ。）とする。

また、本事業の事業実施主体は、農林水産省生産局長（以下「生産局長」という。）が別に定めるところにより応募した者の中から選定された団体とする。

#### 5 事業対象者

別表1に定める者とする。

#### 6 事業対象農業機械

国産農産物の生産性向上や品質向上に資する生産技術の導入に必要な農業機械として、別表2に定める作物ごとの機種とする。ただし、本事業を通じた導入以前に利用されたものは対象としない。

#### 7 リース事業者

事業対象者が導入を予定している事業対象農業機械の貸借を行うことができる事業者（以下

「リース事業者」という。)は、直近の決算において債務超過の状態になく、かつ、過去3カ年の会計年度のうち少なくとも1カ年において、年間五千万円以上の農業機械に係るリース取扱高(当該会計年度における新規契約高をいう。)の実績を有する者に限るものとする。

#### 8 リース契約

- (1) リース期間は、4年以上で法定耐用年数(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号))に定める耐用年数以内とする。
- (2) リース期間満了後のリース物件は、事業対象者とリース事業者の間で再リースを行うか、リース事業者に返還されるかのいずれかに限るものとする。

#### 9 不正行為に対する措置

国は、本事業の事業実施主体の代表者、理事又は職員等が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、当該不正行為等に関する真相及び発生原因の解明を行い、事業実施主体に対して再発防止のための是正措置等、適切な措置を講ずるよう指導するものとする。

### 第3 事業の実施期間

本事業の実施期間は、平成21年度において補助金交付決定を行った日から平成22年3月31日までとする。

### 第4 事業実施の手続き

#### 1 事業実施計画の策定

- (1) 事業実施主体は別記様式第1号により、要綱第4の1の事業実施計画を作成し、生産局長に提出の上、承認を受けるものとする。
- (2) 生産局長は(1)にあたり、次に掲げる項目を総合的に判断し、承認を行うものとする。
  - ア 取組の内容が、本事業の目的に沿っていること。
  - イ 取組の内容が、推進体制、事業スケジュール等から適切であること。
- (3) 要綱第4の4の事業実施計画の重要な変更は次に掲げるものとする。また、その手続きは(1)に準じて行うものとする。
  - ア 事業の中止
  - イ 事業実施主体の変更
  - ウ 補助事業費又は事業量の3割を超える変更

#### 2 農業機械導入計画申請書の策定

- (1) 事業対象者及びリース事業者は共同で、別記様式第2号により、農業機械導入計画申請書を作成した上で、事業実施主体に申請するものとする。

なお、事業対象者はこの申請にあたり、あらかじめ農業機械導入計画申請書の案を市町村、都道府県等地域の公的指導機関に提出し、営農に関する今後の展開方向等の記載内容について必要に応じて助言を得なければならない。
- (2) 農業機械導入計画申請書の提出を受けた事業実施主体は、その内容について審査を行い、適当と認められるときは、生産局長が別に定める採択方針に即して採択を決定し、当該事業対象者及びリース事業者(以下「共同申請者」という。)に対して、別記様式第3号により通知するものとする。

#### 3 事業の着手について

- (1) 事業の実施については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第6条第1項の交付の決定(以下「交付決定」という。)後に着手するものとする。

ただし、本事業について、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で、緊急かつ

やむを得ない事情があり、交付決定前に着手する場合にあっては、事業実施主体は、あらかじめ、生産局長の適正な指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着手届（別記様式第4号）により、生産局長に届け出るものとする。

届け出にあたっては、1の（1）にある提出手続きにより行うものとする。

- (2) (1) のただし書きにより交付決定前に着手する場合には、事業実施主体は、事業について、事業の内容が的確となり、かつ、補助金の交付が確実となってから、着手するものとする。

また、この場合においても、事業実施主体は、交付決定までのあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

なお、事業実施主体は、交付決定前に着手した場合には、農業・食品産業競争力強化支援事業等補助金交付要綱（平成17年4月1日付け16生産第8265号農林水産事務次官依命通知）第4の規定による申請書の備考欄に着手年月日及び交付決定前着手届の文書番号を記載するものとする。

- (3) (1) のただし書きにより交付決定前に着手する場合には、生産局長は事前にその理由等を十分に検討して必要最小限にとどめるよう指導するほか、着手後においても必要な指導を十分に行うことにより、事業が適正に行われるようにするものとする。

#### 4 管理運営

生産局長は、本事業の適正な推進が図られるよう、関係書類の整備等において適切な措置を講じるように、十分に指導監督するものとする。

### 第5 国の助成等

国は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、本事業の実施に必要な経費を補助するものとする。

### 第6 業務方法書の作成

- 1 事業実施主体は、第2の1の（1）の事業に係る助成金の交付を行おうとするときは、次により業務方法書を作成し、別記様式第5号により、生産局長の承認を受けなければならない。
  - (1) 共同申請者から事業実施主体への事業に係る助成金の申請に係る事項
  - (2) 事業実施主体による助成金の支払いに関する事項
  - (3) 共同申請者から事業実施主体への事業の実施状況の報告に関する事項
  - (4) 事業実施主体に対する助成金の返還に関する事項
  - (5) その他業務運営に必要な事項
- 2 1の申請を受けた生産局長は、その内容が適切であると認められる場合には、申請を受けた日から10日以内にこれを承認し、事業実施主体に通知しなければならない。
- 3 事業実施主体は、業務方法書を変更しようとするときは、生産局長に別記様式第5号により変更の承認を申請しなければならない。この場合において、生産局長が行う承認から承認の通知までの手続については、2に準ずるものとする。

### 第7 事業実施状況の報告

- 1 共同申請者

共同申請者は、本事業において導入した農業機械のリース期間中にあっては、毎年度、当該事業において導入した農業機械の利用状況について地域の指導機関関係者等外部有識者から評価を得るとともに、これを踏まえた適正な利用に努めなければならない。また、事業開始年度の翌年度から目標年度までの間にあっては、第6の1の業務方法書に定めるところにより、当該利用状況を含めた事業の実施状況を事業実施主体に報告しなければならない。
- 2 事業実施主体

(1) 事業実施状況の報告

要綱第8の1の生産局長が別に定める事業の実施状況の報告は、事業実施主体が、1の共同申請者からの報告を踏まえ、別記様式第6号により事業開始年度の翌年度から目標年度までの間、毎年度、事業年度の翌々年度の7月末日までに生産局長に報告するものとする。

(2) 事業実施状況に対する指導

生産局長は、(1)の規定による事業の実施状況報告の内容について検討し、事業の成果目標に対して達成が立ち遅れていると判断される場合には、事業実施主体に対し改善の指導を行うなど必要な措置を講じるものとする。

## 第8 事業の評価

### 1 事業評価の実施

事業実施主体は、要綱第9の1の規定により、事業実施計画に定められた成果目標の達成状況について、自ら評価を行い、別記様式第7号により作成した成果報告書を、目標年度の翌年度の9月末日までに生産局長に提出するものとする。

### 2 生産局長による事業評価

(1) 点検評価

ア 生産局長は、報告を受けた成果報告書の結果について、関係部局で構成する検討会を開催し、当該事業評価が事業実施計画に定めた方法で実施されているかに留意し、その報告内容を点検するものとする。点検に当たっては、必要に応じて事業実施計画等と整合等を確認するものとする。

イ 生産局長は、アの点検の結果、事業実施計画に定められた方法で事業評価が実施されていない場合には、事業実施主体に対し、再度評価を実施するよう指示するものとする。

ウ 生産局長は天災等外部的な要因により、事業実施計画で定めた方法では事業評価が困難と判断される場合には、評価方法を変更した上で事業評価を実施するよう事業実施主体を指導するものとする。

エ 生産局長から評価方法を変更して評価を行うよう指示を受けた事業実施主体は、変更した方法で事業評価を実施し、その結果を速やかに生産局長に報告するものとする。

(2) 総合評価

生産局長は、(1)の点検評価の実施に当たっては、地域農業、社会環境の変化を踏まえ、目標の達成度や事業計画の適正性等も含めた総合的な評価を行うものとする。

### 3 事業評価検討委員会

(1) 生産局長は本事業の事業評価を適切に実施するため、第三者で構成する事業評価検討委員会において、関係者以外の者の意見を聴取し、その意見を事業評価の方法等に反映させるものとする。

(2) 事業評価検討委員会は、事業評価の実施方法、評価結果について検討を行い、意見を述べることができる。

(3) 生産局長は事業評価検討委員会の意見を踏まえ、事業評価の結果を公表するものとする。

## 第9 事業の実施基準

1 生産技術導入リース事業については2分の1以内を補助率とし、また、リース料助成額については、次の算式によるものとする。

$$\text{「リース料助成額」} = \text{「リース物件価格（税抜き）」} \times 1 / 2 \text{以内}$$

ただし、当該リース物件に係る第2の8に基づくリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とする場合またはリース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式によるものとする。さらに、当該リース物件に係る第

2の8に基づくリース期間を当該リース物件の法定耐用年数未満とし、かつ、リース期間満了時に残存価格を設定する場合にあっては、そのリース料助成額については、それぞれ次の算式により算出した値のいずれか小さい方とする。

$$\begin{aligned} \text{「リース料助成額」} &= \text{「リース物件価格（税抜き）」} \\ &\quad \times (\text{「リース期間」} / \text{「法定耐用年数」}) \times 1 / 2 \text{ 以内} \end{aligned}$$

$$\text{「リース料助成額」} = (\text{「リース物件価格（税抜き）」} - \text{「残存価格」}) \times 1 / 2 \text{ 以内}$$

2 生産技術導入リース支援事業にあっては、国又は地方公共団体から他に直接又は間接に補助金等の交付を受け、又は受ける予定の取組については、補助の対象としないものとする。

3 推進事業に関する経費に対する補助額にあっては、予算の範囲内で定額とし、次に掲げるものを補助の対象とする。

(1) 消耗品費

「消耗品費」とは、事業を実施するための消耗品、消耗機材、各種事務用品等の調達に必要な経費とする。

(2) 旅費

「旅費」とは、事業を実施するために事業実施主体が行う資料収集、各種調査、打合せ等の際の移動や宿泊に必要な経費とする。

(3) 謝金

「謝金」とは、事業を実施するための資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について、協力を得た人に対する謝礼に必要な経費とする。

(4) 賃金

「賃金」とは、事業を実施するための業務（資料整理、補助、事業資料の収集等）を目的として、事業実施主体が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）とする。

(5) その他

「その他」とは、事業を実施するための設備の賃借料、通信運搬費、複写費、印刷製本費など、他の費目に該当しない経費とする。

4 次に掲げる経費にあっては、補助の対象としない。

(1) 建物等施設の建設、不動産の取得に関する経費

(2) 事業実施主体が本事業を実施するために臨時雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（退職金、ボーナスその他の各種手当。）

(3) 事業期間中に発生した事故・災害の処理のための経費

(4) その他本事業の実施に関連のない経費

## 第10 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、生産局長が別に定めるところによるものとする。

## 附 則

この通知は、平成21年2月5日から施行する。

なお、第4の(1)の規定に係わらず、生産局長が特に認める場合には、施行日以降であっても、事業実施計画が承認された日以前に実施した業務についても助成の対象とすることができる。

## 附 則

この通知は、平成21年 3 月27日から施行する。

附 則

1 この通知は、平成21年 5 月29日から施行する。

2 平成20年度までに交付決定が行われている事業については、なお従前の例による。

附則 この通知は、平成21年 7 月 1 日から施行する。

別表1 食料供給力向上緊急機械リース支援事業の事業対象者

事業対象者	内 容
認定農業者	農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律65号。以下「基盤強化法」という。）第12条第1項の規定に基づき市町村の認定を受けた者をいう。
認定農業者に準ずる者	<p>以下のいずれかに該当する者をいう。</p> <p>【各作物共通】目標年度までに認定農業者になることが見込まれる者。</p> <p>【野菜】野菜の産地強化計画（「野菜の産地強化計画の策定について」（平成13年11月16日付け生産第6379号農林水産省生産局長通知）で規定している計画）に担い手と位置づけられた者。</p> <p>【果樹】果樹産地構造改革計画（「果樹産地構造改革計画について」（平成17年3月25日付け16生産第8112号農林産省生産局長通知）で規定している計画）に担い手と位置づけられた者。</p> <p>【さとうきび】砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林水産省令第43号）第19条第2項のイの（2）及び（3）に定める者。</p> <p>【でん粉原料用かんしょ】砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律施行規則（昭和40年農林水産省令第43号）第43条第2項のイの（2）及び（3）に定める者。</p>
特定農業法人	基盤強化法第23条第4項に規定する農業生産法人をいう。
特定農業団体	基盤強化法第23条第4項に規定する団体をいう。
農業サービス事業体	主として農作業の受託を業務とする民間団体（民間企業、財団法人、社団法人、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、認可法人及び独立行政法人をいう。以下同じ。）及び公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。）であって定款又は規約を有しているものに限る。
集落営農組織	特定農業団体及び委託を受けて農作業を行う組織（農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律施行規則（平成18年農林水産省令第59号）第2条第1項各号に掲げる要件のいずれにも該当するものに限り、法人を除く。）をいう。
農業者の組織する団体	上記のいずれにも該当しないもののうち、認定農業者または認定農業者に準ずる者を構成員に含み、当該認定農業者または認定農業者に準ずる者が実際の作業に従事する組織であって、定款又は規約を有しているものをいう。

※ ただし、本事業に掲げる事業対象者は、事業対象者またはその構成員が、水稻、麦類、大豆、いも類、てん菜、さとうきび、特産農産物（非食用を除く。）、果樹、野菜のいずれかについて、平成20年度の生産実績がある者に限る。

別表2 事業対象農業機械

作物	分類	対象機種
水 稲	農産物の生産性向上に資する機械	<p>農用トラクター（25馬力以上の乗用型で、履带式（半履带式を含む）のものに限る。）</p> <p>レーザー式均平作業機（土層改良、耕うん整地作業機を含み、レーザー光線の受光によりほ場面の高低差を感知して作業機を昇降させる機能を有するものに限る。）</p> <p>あぜ塗り機（自動直進機能を有するものに限る。）</p> <p>高速代かき機（大型スプリングレーキを有し、作業幅3m以上のものであって、高性能農業機械等の試験研究、実用化の促進及び導入に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）に則して実用化されたものに限る。）</p> <p>水稻種子コーティング装置</p> <p>水稻直播機（施肥等複合作業機を含み、出芽、苗立を安定させるための播種深度の調節機能等を有するものに限る。）</p> <p>栽培管理ビークル（乗用型で、防除、施肥等生育期間中の管理作業能力を有するもので、多目的田植機を含む。）</p> <p>無人ヘリコプター</p> <p>けい畔草刈機（けい畔の上面及び法面を同時に作業できるものであって、基本方針に則して実用化されたものに限る。）</p> <p>コンバイン（普通型で複数作物の収穫機能を有するものに限る。）</p>
	農産物の品質向上に資する機械	<p>田植機（紙マルチ田植機で、複合作業機を含み、回転式植付機構を有し、乗用で、6条植以上のものに限る。）</p> <p>肥料散布機（作業速度と連動して、あらかじめ設定した施肥量に均一な散布を行える機能を有するものであって、基本方針に則して実用化されたものに限る。）</p> <p>作物生育情報測定装置（基本方針に則して実用化されたものに限る。）</p> <p>コンバイン（自脱型で収穫物の生体量測定及び品質分析の機能を有するものに限る。）</p> <p>穀物遠赤外線乾燥機（粳の乾燥から精米、選別までを自動で行う装置を含み、基本方針に則して実用化されたものに限る。）とその付帯施設（乾燥機に付帯するベルトコンベア、フローコンベアを含み、荷受、調製、計量及び出荷施設を除く。）</p> <p>選別機（光学式のものに限る。）</p>
麦 類	農産物の生産性向上に資する機械	<p>農用トラクター（25馬力以上の乗用型で、履带式（半履带式を含む）のものに限る。）</p> <p>レーザー式均平作業機（土層改良、耕うん整地作業機を含み、レーザー光線の受光によりほ場面の高低差を感知して作業機を昇降させる機能を有するものに限る。）</p> <p>ロータリー（耕うん及び畝立てを同時に行うものに限る。）</p>

		<p>施肥播種同時作業機（耕起及び砕土機能を有するものを含み、作業幅1.4m以上のものに限る。）</p> <p>無人ヘリコプター</p> <p>栽培管理ビークル（乗用型で、防除、施肥、中耕培土等生育期間中の管理作業能力を有するものに限る。）</p> <p>コンバイン（普通型で複数作物の収穫機能を有するものに限る。）</p>
	農産物の品質向上に資する機械	<p>肥料散布機（作業速度と連動して、あらかじめ設定した施肥量に均一な散布を行える機能を有するものであって、基本方針に則して実用化されたものに限る。）</p> <p>弾丸暗きょ機（複合作業機を含む。）</p> <p>コンバイン（自脱型で収穫物の生体量測定及び品質分析の機能を有するものに限る。）</p> <p>穀物遠赤外線乾燥機（基本方針に則して実用化されたものに限る。）とその付帯施設（乾燥機に付帯するベルトコンベア、フローコンベアを含み、荷受、調製、計量及び出荷施設を除く。）</p> <p>選別機（光学式のものに限る。）</p>
大豆	農産物の生産性向上に資する機械	<p>農用トラクター（25馬力以上の乗用型で、履带式（半履带式を含む）のものに限る。）</p> <p>レーザー式均平作業機（土層改良、耕うん整地作業機を含み、レーザー光線の受光によりほ場面の高低差を感知して作業機を昇降させる機能を有するものに限る。）</p> <p>ロータリー（耕うん及び畝立てを同時に行うものに限る。）</p> <p>施肥播種同時作業機（耕起及び砕土機能を有するものを含み、作業幅1.4m以上のものに限る。）</p> <p>無人ヘリコプター</p> <p>中耕除草機（ディスク式のものであって、基本方針に則して実用化されたものに限る。）</p> <p>栽培管理ビークル（乗用型で、防除、施肥、中耕培土等生育期間中の管理作業能力を有するものに限る。）</p> <p>コンバイン（普通型で複数作物の収穫機能を有するものに限る。）</p>
	農産物の品質向上に資する機械	<p>肥料散布機（作業速度と連動して、あらかじめ設定した施肥量に均一な散布を行える機能を有するものであって、基本方針に則して実用化されたものに限る。）</p> <p>弾丸暗きょ機（複合作業機を含む。）</p> <p>選別機（光学式のものに限る。）</p>
いも類	農産物の生産性向上に資する機械	<p>農用トラクター（25馬力以上の乗用型で、履带式（半履带式を含む）のものに限る。）</p> <p>ロータリー（耕うん及び畝立てを同時に行うものに限る。）</p>

		<p>ポテトプランター          ベッドフォーマ（乗用トラクター用又は自走式に限る。）          セパレータ（乗用トラクター用又は自走式に限る。）          ポテトハーベスター（ピックアップ型又はフロアコンベア型の乗用トラクター用又は自走式のものに限る。）          かんしょ堀取機          かんしょつるきり機</p>
	農産物の品質向上に資する機械	<p>肥料散布機（作業速度と連動して、あらかじめ設定した施肥量に均一な散布を行える機能を有するものであって、基本方針に則して実用化されたものに限る。）          ばれいしょ茎葉引き抜き機(乗用トラクター用又は自走式のものに限る。)</p>
てん菜	農産物の生産性向上に資する機械	<p>農用トラクター（25馬力以上の乗用型で、履带式（半履带式を含む）のものに限る。）          てん菜移植機（苗選別装置付きの複合作業機を含み、乗用トラクター用で4条植（傾斜畑のため4条植以上の作業が著しく困難な地域にあっては、2条植）以上のものに限る。）          てん菜直播機          ビートハーベスター（タッパー付きに限る。）</p>
	農産物の品質向上に資する機械	<p>肥料散布機（作業速度と連動して、あらかじめ設定した施肥量に均一な散布を行える機能を有するものであって、基本方針に則して実用化されたものに限る。）</p>
さとうきび	農産物の生産性向上に資する機械	<p>農用トラクター（25馬力以上の乗用型で、履带式（半履带式を含む）のものに限る。）          さとうきび植付機          ケーンハーベスタ（自走式に限る。）          株出管理作業機</p>
	農産物の品質向上に資する機械	<p>肥料散布機（作業速度と連動して、あらかじめ設定した施肥量に均一な散布を行える機能を有するものであって、基本方針に則して実用化されたものに限る。）</p>
特産農産物	農産物の生産性向上に資する機械	<p>農用トラクター（25馬力以上の乗用型で、履带式（半履带式を含む）のものに限る。）          コンバイン（普通型で複数作物の収穫に対応したのものに限る）          こんにやく芋植付機          こんにやく芋ハーベスター</p>

		茶複合管理機（乗用又は自走式のものに限る。） 落花生収穫機
	農産物の品質向上に資する機械	肥料散布機（作業速度と連動して、あらかじめ設定した施肥量に均一な散布を行える機能を有するものであって、基本方針に則して実用化されたものに限る。）
果樹	農産物の生産性向上に資する機械	農用トラクター（25馬力以上の乗用型で、履带式（半履带式を含む）のものに限る。） 風筒式防除機（自走式又は搭載型のものに限る。） 傾斜地用多目的管理機（自走式のもので防除機能を有し、かつその他の機能を2以上有するものに限る。） 収穫作業機（振動式収穫作業機及び花き球根掘取機を除き、収容装置付きで、乗用トラクター用又は自走式のものに限る。） 無人作業機（自走式のものに限る。） 剪定枝粉碎機（乗用トラクター用又は自走式であって、基本方針に則して実用化されたものに限る。）
野菜	農産物の生産性向上に資する機械	農用トラクター（25馬力以上の乗用型で、履带式（半履带式を含む）のものに限る。） ロータリー（耕うん及び畝立てを同時に行うものに限る。） 野菜全自動移植機 にんにく植付機 無人ヘリコプター 栽培管理ビークル 野菜収穫機（搬送装置付きで、乗用トラクター用又は自走式のものに限る。） 野菜運搬作業車（昇降装置（フォークリフト機能）を有するもの又は収穫機に追従する機能を有するものに限る。） 野菜調製機（調製位置の自動調節機能を有するものに限る。）
	農産物の品質向上に資する機械	畝立同時施肥機 肥料散布機（作業速度と連動して、あらかじめ設定した施肥量に均一な散布を行える機能を有するものであって、基本方針に則して実用化されたものに限る。）
飼料	農産物の生産性向上に資する機械	農用トラクター（25馬力以上の乗用型で、履带式（半履带式を含む）のものに限る。） 牧草播種機（複合作業機を含み、乗用トラクター用で、条播きにあつては、12条播き以上のものに限る。） 追播種機

	<p>とうもろこし播種機（複合作業機を含み、乗用トラクター用で、4条播き以上のものに限る。）</p> <p>梱包解体機、運搬機（積載量1.5トン以下のロードワゴンを除く。）</p> <p>梱包格納用機械</p> <p>サイレージ取出機、積込機</p> <p>稲わら収集機</p> <p>家畜ふん尿土壌還元用機械（乗用トラクター用又は自走式の家畜ふん尿散布機）</p> <p>モアコンディショナー及びヘイコンディショナー（乗用トラクター用又は自走式で、作業幅1.6メートル以上のものに限る。）</p> <p>フォレージハーベスター（乗用トラクター用又は自走式のものに限る。）</p> <p>テッターレーキ（乗用トラクター用のものに限る。）</p> <p>ヘーレーキ（乗用トラクター用のものに限る。）</p> <p>ロールベラー（ピックアップ幅1.0メートル以上のロール型、細断型ロールベラー（収穫機能を有するものを含む）又は稲発酵粗飼料用ロールベラーに限る。）</p> <p>レーザー式均平作業機（飼料用稲の生産に用いる場合であって、土層改良、耕うん整地作業機を含み、レーザー光線の受光によりほ場面の高低差を感知して作業機を昇降させる機能を有するものに限る。）</p> <p>あぜ塗り機（飼料用稲の生産に用いる場合であって、自動直進機能を有するものに限る。）</p> <p>高速代かき機（飼料用稲の生産に用いる場合であって、大型スプリングレーキを有し、作業幅3m以上のもので、基本方針に則して実用化されたものに限る。）</p> <p>水稻種子コーティング装置（飼料用稲の生産に用いる場合に限る。）</p> <p>水稻直播機（飼料用稲の生産に用いる場合であって、施肥等複合作業機を含み、出芽、苗立を安定させるための播種深度の調節機能等を有するものに限る。）</p> <p>栽培管理ビークル（飼料用稲の生産に用いる場合であって、乗用型で、防除、施肥等生育期間中の管理作業能力を有するもので、多目的田植機を含む。）</p> <p>無人ヘリコプター（飼料用稲の生産に用いる場合に限る。）</p> <p>けい畔草刈機（飼料用稲の生産に用いる場合であって、けい畔の上面及び法面を同時に作業できるもので、基本方針に則して実用化されたものに限る。）</p>
<p>農産物の品質向上に資する機械</p>	<p>肥料散布機（作業速度と連動して、あらかじめ設定した施肥量に均一な散布を行える機能を有するものであって、基本方針に則して実用化されたものに限る。）</p>

※ 作物については、その種子の生産を含む。また、対象機種については、農産物の生産性向上または品質向上に特に高い効果を発揮するものとして生産局長が特に認めたものを含む。